

別記第5号様式（その1）（第6条関係）

|                                      |         |                      |                       |  |     |
|--------------------------------------|---------|----------------------|-----------------------|--|-----|
| 障初                                   |         | 重度心身障害者医療費受給者証       |                       |  |     |
| 公<br>負<br>番<br>費<br>担<br>者<br>番<br>号 |         |                      | 受<br>給<br>者<br>番<br>号 |  |     |
|                                      |         |                      |                       |  |     |
|                                      |         |                      |                       |  |     |
| 受<br>給<br>者                          | 住 所     |                      |                       |  |     |
|                                      | 氏 名     |                      |                       |  | 男・女 |
|                                      | 生 年 月 日 |                      | 年 月 日                 |  |     |
| 有 効 期 限                              |         | 年 月 日から              |                       |  |     |
|                                      |         | 年 月 日まで              |                       |  |     |
| 発 行 機 関 名<br>及 び 印                   |         | 北海道紋別郡興部町<br>興 部 町 長 |                       |  |     |
|                                      |         |                      |                       |  |     |
| 交 付 年 月 日                            |         | 年 月 日                |                       |  |     |

注意事項

1. 北海道内の保険医療機関等で診療を受けるときは、必ず健康保険証と一緒にこの受給者証を窓口に提出してください。
2. 北海道外で受診した場合は、いったん自己負担額を支払い、領収書を添えて、後日、役場窓口で助成の手続きをしてください。
3. この証で保険医療機関等において診療を受ける際は、次の初診時一部負担金を支払ってください。（ただし、保険適用外は除く。）
  - ①医科 580円 ②歯科 510円 ③柔道整復 270円
  - ④訪問看護の場合 診療費の1割に相当する額  
(ただし、月の負担上限額は8,000円とする。)
4. 氏名、住所、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、町長にその旨を届け出してください。
5. この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
6. 次の場合は、この証を使用することはできませんので、速やかに役場窓口へお返しいただくか、細かく裁断して破棄してください。
  - (1) 興部町外へ転出したとき。
  - (2) 受給者の資格がなくなったとき。
  - (3) 有効期限を経過したとき。
7. 不正にこの証を使用した場合は、刑法により処分を受けます。また、助成金を返還していただきます。